

I P通信網サービス契約約款（OCN）

別冊

（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種
オープンコンピュータ通信網サービスに限ります））

【現改比較表】 2025年2月28日現在

～2025年3月31日

2025年4月1日～

目次（略）

第1章～第8章（略）

別記（略）

料金表

通則（略）

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1 第2種契約に係るもの

1-1 適用

区 分	内 容
(1)～(3)	(略)
(4) タイプ3の 区分に係る料金の 適用	タイプ3には、次の区分があります。 ア～イ（略）

目次（略）

第1章～第8章（略）

別記（略）

料金表

通則（略）

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1 第2種契約に係るもの

1-1 適用

区 分	内 容
(1)～(3)	(略)
(4) タイプ3の 区分に係る料金 の適用	タイプ3には、次の区分があります。 ア～イ（略）

～2025年3月31日

2025年4月1日～

ウ アクセス回線の細目等による区別

タイプ3に係る光アクセス回線（他社接続契約者回線となるものに限ります。）の品目及び細目等による区別は、次表のとおり東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に定めるものとし、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の卸電気通信役務を利用する当社以外の電気通信事業者の電気通信サービス（本表に規定する品目及び細目等に相当するものに限ります。）を含むものとします。

(ア) コース1のメニュー1に係るもの

区分	提供するアクセス回線の品目及び細目等による区別	
	東日本電信電話株式会社	西日本電信電話株式会社
プラン1～ プラン4	(略)	(略)
プラン5	メニュー5-1のII-2-1型のもの	メニュー5-1の100Mb/s品目のプラン5-2のもの
	メニュー5-1のII-2-2型のもの	

ウ アクセス回線の細目等による区別

タイプ3に係る光アクセス回線（他社接続契約者回線となるものに限ります。）の品目及び細目等による区別は、次表のとおり東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に定めるものとし、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の卸電気通信役務を利用する当社以外の電気通信事業者の電気通信サービス（本表に規定する品目及び細目等に相当するものに限ります。）を含むものとします。

(ア) コース1のメニュー1に係るもの

区分	提供するアクセス回線の品目及び細目等による区別	
	東日本電信電話株式会社	西日本電信電話株式会社
プラン1～ プラン4	(略)	(略)
プラン5	削除	

～2025年3月31日	2025年4月1日～
-------------	------------

	プラン6	メニュー5-2のII - 2型のもの	メニュー5-2の 100Mb/s品目のカテ ゴリー3-2のもの
	プラン8	(略)	(略)
備考 (略)			
(イ)～(エ) (略)			
エ～オ (略)			

	プラン6	削除	
	プラン8	(略)	(略)
備考 (略)			
(イ)～(エ) (略)			
エ～オ (略)			

(5)～(18)

(略)

(5)～(18)

(略)

(19) 定期利用
期間内に契約の
解除等があった
場合の料金の適
用

ア 第2種契約者(タイプ3のコース1(メニュー1のプラン7、メニュー2、OCN 光 with フレッツ利用規約に規定するOCN一括請求タイプに係る者を除きます)、コース2又はコース3に係る者に限ります。以下本項において同じとします。)から、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスについて定期利用の申出があった場合には、その期間における基本額については、1-2-2(定額利用料)に規定する基本額から同表に規定する額を減額して適用します(以下「新2年割」といいます。)

区 分	定額利用料の減額 (月額)
-----	------------------

(19) 定期利
用期間内に契約
の解除等があっ
た場合の料金の
適用

ア 第2種契約者(タイプ3のコース1(メニュー1のプラン7、メニュー2、OCN 光 with フレッツ利用規約に規定するOCN一括請求タイプに係る者を除きます)、コース2又はコース3に係る者に限ります。以下本項において同じとします。)から、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスについて定期利用の申出があった場合には、その期間における基本額については、1-2-2(定額利用料)に規定する基本額から同表に規定する額を減額して適用します(以下「新2年割」といいます。)

区 分	定額利用料の減額 (月額)
-----	------------------

～2025年3月31日

2025年4月1日～

タイプ3のコース1のメニュー1 のプラン1、 プラン3 又はプラン5	100円 (110円)
タイプ3のコース1のメニュー1 のプラン2、 プラン4 又はプラン6	50円 (55円)

(ア) (略)

(イ) 第2種契約者は、前項の定期利用期間満了の当月、翌月及び翌々月以外に「新2年割」の解除、「新2年割」に係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目若しくは区分等の変更又は第2種契約の解除があったときは、次の場合を除き、当社が定める期日までに違約金として同表に規定する金額を支払っていただきます。

a～d (略)

区分	違約金
タイプ3のコース1のメニュー1 のプラン1、 プラン3 又はプラン5	1,100円 (不課税)
タイプ3のコース1のメニュー1 のプラン2、 プラン4 又はプラン6	650円 (不課税)

タイプ3のコース1のメニュー1の プラン1 又はプラン3	100円 (110円)
タイプ3のコース1のメニュー1の プラン2 又はプラン4	50円 (55円)

(ア) (略)

(イ) 第2種契約者は、前項の定期利用期間満了の当月、翌月及び翌々月以外に「新2年割」の解除、「新2年割」に係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目若しくは区分等の変更又は第2種契約の解除があったときは、次の場合を除き、当社が定める期日までに違約金として同表に規定する金額を支払っていただきます。

a～d (略)

区分	違約金
タイプ3のコース1のメニュー1の プラン1 又はプラン3	1,100円 (不課税)
タイプ3のコース1のメニュー1の プラン2 又はプラン4	650円 (不課税)

～2025年3月31日	2025年4月1日～
-------------	------------

	(ウ)～(工) (略) イ～エ (略)
(20)～(29)	(略)

	(ウ)～(工) (略) イ～エ (略)
(5)～(29)	(略)

- 1-2 (略)
- 1-1-1 (略)
- 1-1-2 定額利用料
 - (1)～(2) (略)
 - (3) タイプ3のもの
 - ア コース1のもの
 - (ア) メニュー1のもの

1 契約者識別符号ごとに月額

区分	料金額
プラン1～4	(略)
プラン5	1,200円(1,320円)
プラン6	950円 (1,045円)
プラン8	(略)

- (イ) (略)
- イ～ウ (略)
- 1-1-2～1-1-8 (略)

第2 (略)

- 1-2 (略)
- 1-1-1 (略)
- 1-1-2 定額利用料
 - (1)～(2) (略)
 - (3) タイプ3のもの
 - ア コース1のもの
 - (ア) メニュー1のもの

1 契約者識別符号ごとに月額

区分	料金額
プラン1～4	(略)
プラン5	削除
プラン6	削除
プラン8	(略)

- (イ) (略)
- イ～ウ (略)
- 1-1-2～1-1-8 (略)

第2 (略)

～2025年3月31日	2025年4月1日～
第2表～第4表 (略)	第2表～第4表 (略)